

ID: 10

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	駐車場の使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町定住促進住宅条例 第30条第1項		
<b>例規番号</b>	平成27年条例第34号		
<b>【基準】</b>			
<p>第30条、第31条及び第33条の規定による。                  (駐車場使用)</p> <p>第30条 駐車場の使用を希望する者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を附することができる。                  (駐車場使用者の資格)</p> <p>第31条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者とする。</p> <p>(1) 定住促進住宅の入居者又は同居者であること。                  (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。                  (3) 第29条第1項各号のいずれにも該当しないこと。                  (駐車場使用者の選考)</p> <p>第33条 町長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超えるときは、町長の定めるところにより、公正な方法による選考を行い、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日